

平成26年度 特定健康診査・後期高齢者健康診査のお知らせ

平成26年度の特定健康診査・後期高齢者健康診査の申し込みを下記のとおり行います。
 「海部医師会・津島市医師会指定医療機関」の受診方法など詳しい内容については、お手元に届きます健康診査受診券と案内をご覧ください。

		特定健康診査	後期高齢者健康診査
対象者		平成26年4月1日現在、国民健康保険に加入している40歳から74歳の方	弥富市に住所を有している後期高齢者医療保険加入者
		※平成26年4月1日以降、他の健康保険から国民健康保険・後期高齢者医療保険の被保険者になれる方で、ご希望の方は受診出来ますので、保険年金課までお問い合わせください。	
健康診査受診方法	① 海部医師会・津島市医師会指定医療機関	定員	なし
		健診内容	問診・身体計測・理学的検査・血圧測定・尿検査・血液検査・心電図 ※医師の判断による追加項目：眼底検査
		健診期間	6月2日(月)～9月30日(火)
		健診場所	海部医師会・津島市医師会指定医療機関
		料金	1,000円(健診当日持参) ※昭和20年3月31日以前生まれおよび後期高齢者医療加入者は無料です。
		申込方法	申込不要。 ※健康診査受診券、健康保険証を持参して直接医療機関へお出かけください。
	② 集団方式による健康診査	定員400名 料金500円(健診当日持参) 平成26年度も集団方式による健康診査を実施いたしますが、詳細につきましては健康診査受診券と案内をご覧ください。	

※①、②の健康診査を重複して受診することはできません。
 ※平成26年4月1日以降、国民健康保険から他の健康保険へ異動された方は上記の特定健診の受診はできません。

<問い合わせ先> 市役所 保険年金課 国保グループ 特定健診担当(内線123)
 福祉医療グループ 後期健診担当(内線126)

「年に一度は 特定健診を受けましょう」

40歳～74歳の国民健康保険加入者の方に、特定健康診査を実施しています。

特定健康診査では、生活習慣病と深くかかわる、メタボリックシンドロームとその予備群の人を早期発見していきます。

また、健診結果から対象者を選定し、保健師による、対象者に合わせた効果的な特定保健指導を実施します。

今年度実施期間： 6月2日(月)～9月30日(火)



後期高齢者医療制度の保険料率改定のお知らせ

平成26・27年度の保険料率について

後期高齢者医療制度では、財政運営期間を2年間としており、この期間の医療給付費などの財源に充てるため、保険料率の改定を行います。

平成24・25年度の保険料率		平成26・27年度の保険料率	
所得割率	8.55%	所得割率	9.00%
被保険者均等割額	43,510円	被保険者均等割額	45,761円

保険料は、一人当たりの医療給付費の増加などにより、平成24・25年度と比べて、11.18%の増加が見込まれましたが、剰余金や県財政安定化基金を活用することにより、3.28%に抑制されました。

平成24・25年度 一人当たり平均保険料	⇒	平成26・27年度 一人当たり平均保険料
79,962円		82,584円

【保険料が増加する理由】

- 被保険者一人当たりの医療給付費が伸びたこと
- 高齢者人口が増加したことにより、後期高齢者負担率が10.51%から10.73%になったこと

【保険料の増加を抑える対策】

- 平成24・25年度の剰余金の活用
- 後期高齢者医療の財政の安定化を図るために愛知県に設置されている財政安定化基金の活用

保険料賦課限度額の改定について

平成26年度から国の基準に合わせて保険料賦課限度額の改定を行いました。これにより、所得割率が抑制され、中間所得者の負担軽減が図られています。

55万円	⇒	57万円
------	---	------

保険料軽減対象の拡大

平成26年度から国の基準に合わせて、被保険者均等割額の軽減のうち5割軽減、2割軽減の対象を拡大しました。

- | | |
|---|---|
| ① 5割軽減の拡大
(拡大前)
33万円 + (24.5万円 × <u>世帯主を除く世帯の被保険者数</u>)
(拡大後)
33万円 + (24.5万円 × <u>世帯の被保険者数</u>) | ② 2割軽減の拡大
(拡大前)
33万円 + (35万円 × 被保険者数)
(拡大後)
33万円 + (45万円 × 被保険者数) |
|---|---|

保険料の計算方法

保険料は所得金額に応じて計算されます。

所得割額 (所得金額 - 33万円) × 所得割率 9.00%	+	被保険者均等割額 被保険者一人当たり 45,761円	=	保険料額 (限度額57万円) ※100円未満切捨て	※年金所得のみの方は(年金収入 - 公的年金等控除額)が所得金額になります。
---	---	--------------------------------------	---	---------------------------------	--

※職場の健康保険などの被扶養者だった方について

これまで職場の健康保険などの被扶養者で自分の保険料を納めていなかった方は、保険料の被保険者均等割額が9割軽減され、所得割額が課せられません。

問い合わせ先 市役所保険年金課福祉医療グループ(内線125)
 愛知県後期高齢者医療広域連合 ☎ 052-955-1223